

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

本市職員を次のとおり処分したので、これを公表します。

1 被処分者及び処分の内容

所 属	職 名	性別	年 齢	処分内容
新庄市 子育て推進課	会計年度 任用職員	男	65歳	停職2月と4日

2 処分年月日 令和3年1月28日（木）

なお、被処分者は退職願を提出しており、処分日に退職した。

3 事件の概要

被処分者は、正当な理由なく市内のビジネスホテルに侵入したことにより、令和3年1月8日に建造物侵入により現行犯逮捕されたものです。

4 処分の理由

法令を遵守すべき職員としてあるまじき行為であり、市への信頼を著しく失わせた責任は大きいものであります。

そのため、新庄市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき処分を行ったものです。

5 管理監督者への処分

被処分者を管理監督する立場から、課長について口頭注意としました。

このような不祥事は決してあってはならないことであり、市民の皆様の市に対する信頼を大きく損ないましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、不祥事の再発防止に職員一丸となって取り組むとともに、職員の綱紀粛正と使命感・倫理観の高揚を図り、行政の信頼回復に努めてまいります。